第36回 鬼北町農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和5年6月21日(水) 午後4時00分~午後4時30分
- 2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室
- 3. 出席委員(13名)

1	善家郁夫	2	山下展粉	i 3	兵 頭 知 幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋-	7	清家壽秋	8	赤松 拓也
9	清家茂	1 0	山本一。			1 2	渡邊康志
1 3	谷口雄記	1 4	川平定	-			

4. 欠席委員(1名)

11 水 野 規 雄	
------------	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第163号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第164号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第165号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第5 議題第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第6 報告 11号 農地原型変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

7. 会議の概要

		/	定刻となりましたので、ただ今から第36回の鬼北町農業委員会総会を始め
事			させていただきます。
	76		皆様ご起立をお願いします。
	務	局	一同、礼。
			ご着席ください。
			始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。
			はい、今日は第36回農業委員会総会ということでありまして、もう一つ
			あるのは、農業委員、協力員それぞれ改選期に入っておりまして、今日をも
			って最後の農業委員会になる方も多いと思いますが、そういう事で今日の
会		長	開催時間も4時からということで総会が終わりましたら任期の期間中のい
云		灭	ろいろな思いで話をしながら懇親会にも望んでいただきたいという風に思
			っております。事前に資料が配られておりますのでこの内容に従いまして
			総会の方をお願いしたいということであります。よろしくお願いいたしま
			す。
			ありがとうございました。
事	務	局	これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長
			が執り行います。よろしくお願いします。
			ただいまの出席委員は、 <u>13</u> 名であります。
議		長	中井推進委員、酒井推進委員、水野農業委員」より欠席の連絡を受けてお
2,04		JK.	ります。定数に達しておりますので、これより第36回鬼北町農業委員会
			総会を開催いたします。
		長	これより本日の会議を開きます。
議			本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。
			各委員のご協力をお願いします。
		長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」
-34€-			鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員
議			に <u>7番 清家 壽秋 委員、8番 赤松 拓也 委員</u> 、以上の両委員を指名
			いたします。よろしくお願いします。
議		長	日程第2 議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請について」
			を議題といたします。
議		長	順位1番について、兵頭知幸委員より説明願います。
			失礼します。議席番号3番 兵頭です。
兵	頭委	員	議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番
			について説明をします。
			【議案書に基づき、議案第163号 順位1番 説明】

兵 頭 委 員	6月19日に譲渡人、譲受人、出口推進委員、事務局2名、私の計6名で現 地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	順位2番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	失礼します。議席番号4番 松岡です。 議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第163号 順位2番 説明】
松岡委員	6月19日に譲渡人、譲受人、末廣推進委員、事務局2名、私の計6名で現 地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位2番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
議長	はい、髙田委員。
髙田委員	議席番号6番 髙田です。 住所が○○市になっているのは今の説明で納得したんですけど、もう一点ですね、権利を移転しようとする理由のところに農業の規模拡大をしたいという風に記載されていますけど、ここで所有地を見ると 1,680 ㎡を貸し付けられているので少し矛盾を感じますのでそのあたりをもう少し詳しく説明をよろしくお願いします。

議		長	はい、事務局。
事	務	局	はい、失礼します。貸付農地に関しましては、譲受人は畑作をメインに作業されていまして、水稲に関してはこの貸付農地の 1,680 ㎡のみであり、この面積では採算が取れないということもあり貸し付けを行っているということであります。今回購入される農地は畑ということもありますので、規模拡大でも間違いではないと考えております。
議		長	髙田委員、今の説明でかまいませんか。
髙	田委	員	はい。
議		長	ほかにご意見ありませんか。
			(質問、意見等なし)
議		長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各	委	泇	異議なし。
議		長	異議なしと認めます。 よって、議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位2番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議		長	日程第3 議案第164号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議		湖	順位1番について、事務局より説明願います。
事	務	局	事務局の水野です。 議案第164号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
			【議案書に基づき、議案第164号 順位1番 説明】
事	務	局	6月19日に、申請者代理人、水野農業委員、塩崎推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
			【調査書に基づき、議案第164号 順位1番 説明】
事	務	局	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議		長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
			(質問、意見等なし)
議		長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第164号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順

			位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各	委	員	異議なし
議		長	異議なしと認めます。 よって、議案第164号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議		対	日程第4 議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から事務局より説明願います。
事	務	局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
			【議案書に基づき、議案第165号 順位1番から13番 説明】
事	務	局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議		油	ただ今、順位1番から13番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
			(質問、意見等なし)
議		長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼 北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から13番につ いて、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各	委	員	異議なし。
議		長	異議なしと認めます。 よって、議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から 13番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議		長	日程第5 議案第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議		長	順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷	口委	員	議席番号13番 谷口です。 議案第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
			【議案書に基づき、議案第166号 順位1番 説明】
谷	口委	員	6月19日に、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査 を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
			【調査書に基づき、議案第166号 順位1番 説明】

谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、善家委員。
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第6 報告第11号「農地原形変更届書について」の報告をします。 順位1番について、谷口雄記委員より説明願います
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 報告第11号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第11号 順位1番 説明】
谷口委員	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
議 長	はい、善家委員。
善家委員	議席番号1番 善家です。387 ㎡に盛土を1,570 ㎡入れて1.5mとなっているんですけど、工事の図面を見ると〇〇〇番、〇〇〇〇番これに両方で1,570 ㎡盛土を入れると大体1.5mくらいになるんですけど、これは両方の申請じゃないかと私は思うんですけどどうでしょうか。
議長	事務局。
事 務 局	はい、失礼します。こちらの〇〇〇番の方なんですけど今年の3月に転用で申請が出ておりまして、それと合わせて転用とこちらは原型変更で2つを一緒に盛土をするようになるんですがそれで面積が大きくなっているんではないかと思います。転用許可もすでに下りておりますので合わせての面積となります。
議 長	善家委員、いいですか。
善家委員	はい、わかりました。
議 長	ほかにご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 最後の農業委員会総会でそれぞれ質問などいただきまして無事終えること が出来きましたので、これにて第36回鬼北町農業委員会総会を閉会いた します。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	7番
	8番